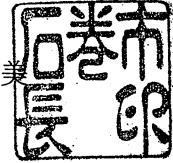




石巻市地域公共交通運賃協議会条例をここに公布する。

令和6年12月18日

石巻市長 齋藤 正 美



石巻市条例第41号

石巻市地域公共交通運賃協議会条例

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議を行うため、石巻市地域公共交通運賃協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 協議会の委員は、必要の都度、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市職員
 - (2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (3) 東北運輸局長又はその指名する職員
 - (4) 関係住民の意見を代表する者
- 2 委員は、当該運賃等に関する協議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長)

第3条 協議会に、会長を置き、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、病気その他やむを得ない理由により協議会の会議に出席することができないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、復興企画部地域振興課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会

に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(石巻市地域公共交通活性化協議会条例の一部改正)
- 2 石巻市地域公共交通活性化協議会条例（令和２年石巻市条例第４号）の一部を次のように改正する。
第１条中「道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第９条の２」を「道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）」に改める。
第２条第３号中「、運賃、料金」を削る。
第７条中「市長が別に」を「会長が協議会に諮って」に改める。
(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年石巻市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

石巻市地域公共交通運賃協議会委員	勤務１日につき	９，５００円	同
------------------	---------	--------	---

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し(R5.10～)

- これまで**地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）**について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等として**運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみ**が協議に参加する（＝地域公共交通会議とは**別の会議等で協議する**）よう改正されました（道路運送法第9条等）。
- 構成員の見直しに伴い、あらかじめ、**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映**するための措置を講ずることが規定されました。

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等（令和5年法律第18号）による道路運送法等の改正の内容

改正前

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の**国土交通省令で定める関係者間の協議**が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

○道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときは、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
- 二 **一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
- 三 **住民又は旅客**
- 四 **地方運輸局長**
- 五 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定め行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

改正後

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）又は**都道府県**

二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**

三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

協議運賃の運用見直しを踏まえた対応のポイント

①運賃協議会の設置

(対応例)

- ・運賃協議に特化した新たな協議会を設置
- ・地域公共交通会議（これまで運賃協議をしていた会議）の要綱に、「運賃の協議は別に定める構成員で行う」等の規定を追加
- ・地域公共交通会議の「分科会」や「WG」として、構成員を定めて協議を行う等の規定を追加

※学識経験者・有識者はいわゆる「オブザーバー」等としての参画が基本となりますが、法第9条第4項第4号に規定する者（関係住民の意見を代表する者として指名する者）としての参画も可能です。

②運賃協議会の開催方法

(対応例)

- ・運賃協議会単独での開催
- ・地域公共交通会議の開催前または開催後に連続して開催。ただし、連続して開催する場合は、運賃協議会の構成員以外は退室する、地域公共交通会議とは別室で行うなど、留意が必要です。

※独占禁止法のカルテルに該当しないよう、運賃を定めようとする乗合事業者のみが協議に参加。

また、複数事業者の運賃（区域運行を複数事業者が実施など）を協議する場合は、独占禁止法上の疑義が生じないよう、1事業者ごとに行うなど配慮が必要。

③住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置

- ・「公聴会」はあくまでも例示ですので、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、その他の方法によることも可能です。

(対応例)

パブリックコメント、市政広報誌、自治会への説明と事業者説明会、自治体ホームページでの意見募集、住民・利用者・利害関係者等に対するアンケート調査 等